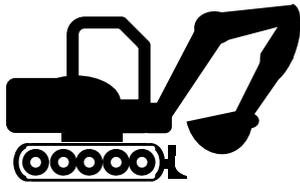


他者が排出した木くずやがれき類を「破碎アタッチメントを用いたがれき类等破碎施設」で処理する場合、産業廃棄物処分業の許可が必要です。更に、処理能力が5トン/日を超える場合は、産業廃棄物処理施設の設置許可が産業廃棄物処分業許可申請前に必要です。

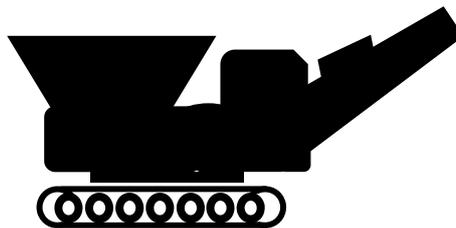


油圧ショベル
・通常工事で使用されているもの



破碎アタッチメント

- ・通常の破碎施設と同等の性能を有する
⇒処理後物の粒度調製、均一化が可能
(再生砕石としての活用、売却が可能)



移動式がれき类等破碎施設

相談窓口

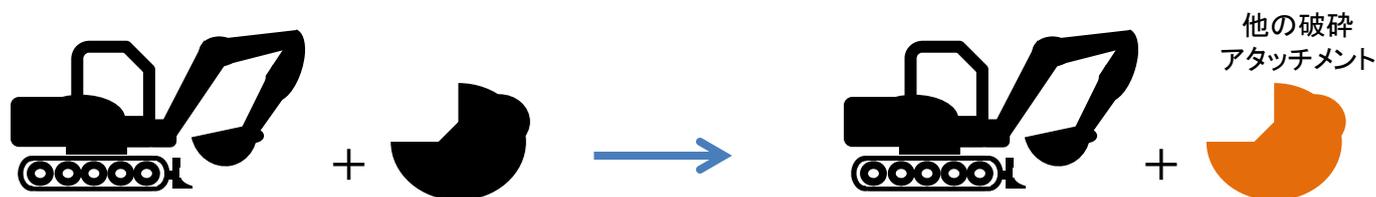
	郵便番号	所在地	電話番号	管轄区域
仙南保健所	989-1243	大河原町字南129-1	0224-53-3118	白石市, 角田市, 刈田郡, 柴田郡, 伊具郡
塩釜保健所	985-0003	塩竈市北浜4丁目8-15	022-363-5501	塩竈市, 多賀城市, 宮城郡, 黒川郡
塩釜保健所岩沼支所	989-2432	岩沼市中央3丁目1-18	0223-22-6295	名取市, 岩沼市, 亶理郡
大崎保健所	989-6117	大崎市古川旭4丁目1-1	0229-91-0711	栗原市, 大崎市, 加美郡, 遠田郡
石巻保健所	986-0812	石巻市東中里1丁目	0225-95-1447	石巻市, 登米市, 東松島市, 牡鹿郡
気仙沼保健所	988-0066	気仙沼市東新城3丁目3-3	0226-22-5127	気仙沼市, 本吉郡
循環型社会推進課 施設班	980-8570	仙台市青葉区本町3丁目8-1	022-211-2648	上記以外

※仙台市内で処理を行う場合は、事前に仙台市環境局廃棄物指導課に御相談ください。

宮城県

破碎アタッチメントの変更等に係る手続き

破碎アタッチメントのみを他の破碎アタッチメントに変更する場合 ⇒ **産業廃棄物処理施設変更許可**



油圧ショベルのみを変更する場合 ⇒ **産業廃棄物処理施設軽微変更等届出**

※設置許可申請書に添付した油圧ショベル同士の変更については、上記届出書の提出は必要ありません。



一時的に破碎アタッチメント以外のアタッチメントに変更する場合 ⇒ **手続不要**



稼働時の周辺環境に配慮してください。

○騒音・振動対策例

- ・低減のために敷地境界から離れた箇所に破碎施設を設置すること
- ・敷地境界に遮音フェンスを設けること。

○粉じん対策例

- ・稼働時に散水装置を常備し、必要に応じて散水を行うこと

関連ホームページ

移動式がれき類等破碎施設の許可等の取扱いについては、以下のホームページを御覧ください。

- ・移動式産業廃棄物処理施設設置許可手続き(宮城県ホームページ)

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/junkan/idou-top.html>

- ・産業廃棄物処分業(宮城県ホームページ)

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/junkan/syobun.html>

- ・移動式がれき類等破碎施設に係る考え方及び設置許可申請に係る審査方法について(環境省通知)

<http://www.env.go.jp/hourei/add/k046.pdf>